

**観光ボランティアガイド会員募集**

熊本城を中心に水前寺成趣園や城下のまち歩き等、熊本のよかとこを楽しく案内するボランティアガイドの新規会員を募集します。

対 本市および近郊に住む元気で明るい方 申 3月15日～4月10日(必着)に応募用紙を持参、メール(contact@k-yokatoko.com)、ファックス(356-2335)、または郵送で〒860-0008中央区二の丸1-1-3(一社)観光ボランティアガイドくまもとよかとこ案内人の会(☎356-2333)

詳しく述べは、よかとこ案内人の会ホームページへ。

(観光政策課 ☎328-2393)

**市営住宅の通年募集  
(募集団地一覧の更新)**

対 事前に指定した入居促進住宅 ※エレベーターのない団地や棟で、入居率がおおむね8割以下の住宅や、募集を行っても入居がなかった住宅。

対象の住宅は、3月4日(火)から市ホームページに一覧を掲載します。

**【申し込み】**

回 ①3月7日:午前9時半～午後3時  
②3月10日～:午前9時～午後4時(ともに先着順) 場 ①国際交流会館大広間A・B②市営住宅管理センター(市庁舎9階)

【共通】 場 中央・北・西区は(☎327-5101)、東・南区は(☎311-7833)

詳しく述べは、市ホームページへ。

※現在募集中の通年募集団地についてはこれまで通り申し込み受け付けを行います。

(市営住宅課 ☎328-2461)

**スマホ教室の  
講座申し込み受け付け中**

回 4月7日(月)、14日(月)、21日(月)(全3回)午前10時から1時間30分程度 場 市高齢者技能習得センター(西区島崎4丁目2-95) 内 スマホの使い方がわからないなどのお悩みの方に向けたスマホ教室 対 本市に住む60歳以上の方 回 10人程度(抽選) 申 3

**パブリックコメント**

皆さんの意見を募集します。

**熊本市「予防接種に関する業務」全項目評価書(素案)**

内容 国が進める基幹業務システムの統一・標準化に伴い、予防接種の記録などを管理するシステム(健康管理システム)について、特定個人情報の保管場所がガバメントクラウド上に変更になることから、特定個人情報保護評価を再実施するための計画の素案

提出先 2月21日～3月26日までに持参、郵送、ファックス(371-5172)またはメール(kansenshouyobou@city.kumamoto.lg.jp)で〒862-0971感染症予防課(☎364-3189)へ

閲覧場所 感染症予防課、区役所、市ホームページなど

**住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書(素案)**

内容 住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価の再実施の素案

提出先 2月21日～3月26日までに持参、郵送、ファックス(351-2030)またはメール(chiikiseisaku@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601地域政策課(☎328-2031)へ

閲覧場所 地域政策課、区役所、市ホームページなど

**(仮称)熊本市こども計画(素案)**

担当課 こども政策課(☎328-2156)

閲覧期間 3月17日(月)～4月16日(水)

閲覧場所 こども政策課、区役所、市ホームページなど

**(仮称)熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進計画(素案)**

担当課 生活安全課(☎328-2397)

閲覧期間 2月20日(木)～3月19日(水)

閲覧場所 生活安全課、区役所、市ホームページなど

**第3次熊本市生涯スポーツマスター プラン(素案)**

担当課 スポーツ振興課(☎328-2724)

閲覧期間 2月27日(木)～3月28日(金)

閲覧場所 スポーツ振興課、区役所、市ホームページなど

**熊本市上下水道事業経営戦略(改定版・素案)**

担当課 上下水道局経営企画課(☎381-4330)

閲覧期間 2月27日(木)～3月28日(金)

閲覧場所 上下水道局経営企画課、区役所、市ホームページ、局ホームページなど

売では、クーリング・オフ制度がありません。広告ページや申し込みの最終確認画面等で、定期購入が条件となっていないか、条件となっている場合はその期間や支払うことになる総額、解約・返品できるかどうか、できる場合はその条件などをしっかり確認しましょう。

**【アパートやマンションなどの賃貸住宅の退去トラブル】**

賃貸住宅を退去する際に、原状回復費用として敷金を上回る高額な修繕費用を請求されたという相談が寄せられています。

**→トラブル防止のポイント**

- ・入退去時は、家主や仲介業者などの家主側と一緒に部屋の現状を確認しましょう。その際、修繕が必要と思われる箇所の写真を撮り、証拠となる記録を残すことが大切です。
- ・修繕費用を請求された場合、内容をよく確認し、納得できない点は十分な説明を求めましょう。
- ・入居前に必ず契約書を確認しましょう。ハウスクリーニング費用を借主負担とするなどの特約は原則として有効となるため、退去時の特約等を確認しておくことが大切です。

消費者トラブルで困ったら、1人で悩まず、まずは、ご相談ください。

消費者生活に関する情報など詳しく述べは、市ホームページへ。

(消費者センター ☎353-2500)

**わんにゃん相談コーナー  
(犬のしつけ)(予約制)**

無料

回 3月21日(金)午前10時～午後4時 場 市動物愛護センター 内 犬のしつけの悩みに対する個別相談 師 JAHA認定家庭犬しつけインストラクター 対 犬の飼い主 ※ペット同伴可。 定 10組(応募多数の場合は抽選) 申 3月12日(必着)までにはがきに住所、氏名、年齢、電話番号、相談内容を書いて〒861-8045東区小山2丁目11-1市動物愛護センターへ (市動物愛護センター ☎380-2153)

**犬も引っ越しの手続きを**

生後91日以上の犬を飼っている方には、犬の登録と、年1回狂犬病予防注射を受けさせることが、法律で義務付けられています。

引っ越しなどにより犬の登録情報が変わった場合は、変更後30日以内に変更届を提出してください。引っ越しの手続きは、転入や市内間転居の場合は市動物愛護センター、転出の場合は転出先の市町村へ。

また、犬が死亡した場合は、死亡届の提出が必要です。

(市動物愛護センター ☎380-2153)

